

特別養護老人ホーム「藤里」デイサービス

藤里町介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業（通所型サービス）

重要事項説明書

（令和6年4月1日改定）

1. 事業の目的

藤里町介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業（以下通所型サービス）は、介護保険法令に従い、利用者が個々の尊厳を維持しつつ、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを事業目的とします。

2. 基本方針

- ①本事業所において提供する通所型サービスは、介護保険法並びに厚生労働省令、告知及び「藤里町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」の趣旨及び内容に沿ったものとします。
- ②利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に介護予防通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
- ③利用者又はその家族に対して、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明いたします。
- ④適切な介護技術をもってサービスを提供いたします。
- ⑤常に提供したサービスの質の管理、評価を行います。
- ⑥介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った通所型サービスを提供いたします。

3. 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

法人名	社会福祉法人秋田虹の会
法人所在地	秋田県山本郡藤里町矢坂字下一の坂2番地1
電話番号	0185-79-1234
代表者名	理事長 桜田 星宏
設立年月日	昭和62年 5月30日
事業所名	特別養護老人ホーム「藤里」デイサービス
指定番号	0572205912
所在地	秋田県山本郡藤里町矢坂字上野蟹子沢92番地
管理者の氏名	村上 訓
電話番号	0185-79-1200
FAX番号	0185-79-2450
サービスを提供する地域	藤里町

(2) 事業所の従業者体制

	職務の内容	
管理者	業務の一元的な管理	1 名
生活相談員	生活相談及び指導	1 名以上
介護職員	介護業務	1 名以上
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のための指導	1 名以上（併設事業所兼務）

(3) 設備の概要

○食堂

利用者の全員が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が利用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

○機能訓練室

利用者が利用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

○その他の設備

設備としてその他に、静養室・相談室・事務室等を設けます。

(4) 定員及び営業時間帯

- ① 定員 1 日に地域密着通所介護サービスを提供する定員は 10 名とする。
- ② 営業日 毎週月曜日～金曜日（土日祝祭日及び 12 月 29 日～1 月 3 日は定休日）
- ③ 営業時間 午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。（7 時間以上 8 時間未満）
- ④ 但し、管理者が認めた場合はこの限りではない。

4. サービスの内容

(1) 送迎

- ① 送迎車により、事業所と自宅との間を行います。
- ② 通常の営業時間の利用の方を送迎します。

(2) 食事

利用者に合った食事を提供します。

(3) 入浴

見守りや直接介助により、入浴を提供します。

(4) 機能訓練

機能訓練指導員、介護職員、生活相談員が共同して個別機能訓練計画書を作成し、計画的に機能訓練を行い、日常生活動作の維持及び低下の防止に努めます。

(5) 生活相談

事業者の従業者はもとより、関係機関等と連絡調整し生活の向上を目指します。

(6) レクリエーション

① 併設施設において実施される行事等に参加することができます。

② 行事によっては、別途参加料がかかるものもあります。

(7) 排泄

随時、排泄介助をいたします。(オムツ利用の方はオムツを持参下さい)

5. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。但し、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割（一定以上の所得のある利用者の負担については、その2割又は3割）とする。

□ 介護報酬告示額

(1) 基本料金利用者負担金額（1割負担1ヶ月当たり）

要支援1 1, 798円

要支援2 3, 621円

(2) 加算料金等

①サービス提供体制強化加算Ⅰ（1ヶ月当たり） 88円（要支援Ⅰ）

176円（要支援Ⅱ）

②口腔・栄養スクリーニング加算（1回につき） 20円

③介護職員処遇改善加算（旧Ⅰ 令和6年5月まで1ヶ月当たり） 111円（要支援Ⅰ）

224円（要支援Ⅱ）

（新Ⅲ 令和6年6月から1ヵ月当たり） 151円（要支援Ⅰ）

304円（要支援Ⅱ）

④ベースアップ等支援加算（令和6年5月まで1ヶ月当たり） 21円（要支援Ⅰ）

42円（要支援Ⅱ）

□ その他の費用

(1) 食事の提供に要する費用（1回） 250円

(2) おむつ代 実費

(3) 上記に掲げるものの他、通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用（実費）

6. サービスの中止、変更、追加

(1)利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。

(2)利用予定日の前日までに申し出が無く、当日になって食事提供を必要としない申し出をされた場合、実費をお支払いしていただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

(3)サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

7. 利用料金のお支払方法

利用料は、1ヶ月ごとに計算し、翌月の10日までにご請求いたしますので、請求された月の15日までに、次の方法でお支払いをお願いします。

(1) 指定口座への振込み

秋田銀行藤里支店（普通預金） 口座番号43176

口座名義：社会福祉法人秋田虹の会 特別養護老人ホーム「藤里」

8. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。
- ②利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業員に声をかけてください。
- ③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④従業員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

9. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災及び非難に関する計画を作成し、年2回利用者及び従業員等の訓練を行います。

10. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかにご家族や主治医、協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者の故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。

12. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。

13. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

14. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十

分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

15. 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

16. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：細田 育子（デイサービス生活相談員係長）

ご利用時間：月～金曜日 9時30分～16時00分

ご利用方法 電話 0185-79-1200

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

藤里町役場介護保険相談窓口

藤里町藤琴字藤琴8

電話番号：0185-79-2111

秋田県国民健康保険団体連合会介護保険課

所在地：秋田県秋田市山王4-2-3

電話番号：018-862-350

17. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。